

第 11 回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 12 月 19 日

午後 2 時 00 分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 19 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 34 分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（16 人） 会長：16 番 興野 礼子 職務代理者：8 番 黒須 明 委員：1 番 大窪 克美、4 番 堀江 恒夫、5 番 川上 恵、6 番 小口 久男、7 番 荒井 喜代子、9 番 奥畑 智子、10 番 小池 進、11 番 檜山 徳夫、12 番 田澤 稔、13 番 滝 薫、14 番 大森 浩之、15 番 石川 翔平、17 番 橋本 幸雄、19 番 大野 寛文 4. 欠席委員（2 人） 3 番 中村 東、18 番 大野 悟 5. 出席推進委員（4 人） 5 番 川俣 司、13 番 大谷 頼正、17 番 小池 秀俊、18 番 永井 英壽 6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 報告第 1 号 那須烏山市農業委員会調査区域の変更について 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 6 議案第 4 号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第 7 議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 277 号）の承認について 日程第 8 議案第 6 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 278 号）の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美	
事務局長（森林）	ただいまから令和 6 年第 11 回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（森林）	本日は、3 番 中村 東 委員、18 番 大野 悟 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18 名中 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長（興野）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ） 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（森林）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（森林）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 15 番 石川 翔平 委員、17 番 橋本 幸雄 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第 2 報告第 1 号 「那須烏山市農業委員会調査区域の変更について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 報告第 1 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局長（森林）	< 2 番 仲澤 清一 委員の担当地区である「南大和久・藤田地区」について、「南大和久地区」が 5 番 川上 恵 委員、「藤田地区」が 17 番 橋本 幸雄 委員に変更となる旨を説明 >
議長	5 番 川上 恵 委員、17 番 橋本 幸雄 委員、よろしくをお願いいたします。 次に、日程第 3 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、17 番 橋本 幸雄 委員。整理番号 2 番、10 番 小池 進 委

(議長)	員。整理番号 3 番、7 番 荒井 喜代子 委員。整理番号 4・5 番、8 番 黒須 明 委員。整理番号 6 番、10 番 小池 進 委員。
17 番 橋本 幸雄 委員	12 月 10 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、小作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、田植機 1 台、バインダー 1 台。取得地への通作距離、約 0.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 75 a、畑 50 a、計 125 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10 番 小池 進 委員	受人は梨の栽培を拡大したいと土地を探していたところ、今回の申請地を見つけたとのこと。12 月 15 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梨、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 40 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、スピードスプレヤー 1 台。取得地への通作距離、約 0.8 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑 5 a、樹園地 58 a、計 63 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
7 番 荒井 喜代子 委員	12 月 15 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 3 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 26 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。取得地への通作距離、約 1 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 158 a、畑 64 a、計 222 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
8 番 黒須 明 委員	渡人は心臓を患って農業をやっておらず、子や孫も農地を相続したくないということで、今回の申請に至ったとのこと。受人は●●●の●●●さんの娘さんと結婚し、昨年那須烏山市で新規就農したところです。12 月 14 日、担当推進

(8番 黒須 明 委員)	委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、大豆。農業従事年数及び農業形態、約2.5年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター リース1台、田植機 リース1台、コンバイン リース1台。取得地への通作距離、約25km。●●●の義父のところに拠点があり、機械類もそこにありますので、耕作可能と思います。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,308a、畑13a、計1,321a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。受人は昨年那須烏山市で新規就農しております。権利移動等の内容、小作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、露地野菜。農業従事年数及び農業形態、約1年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田80a、畑20a、計100a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10番 小池 進 委員	今回の案件は、耕作を前から頼まれていたところ、●●●用水の水利費が掛かるので買ってくれないかと話があり、申請に至ったとのことです。12月15日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号6のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、田植機1台、コンバイン3台、スピードスプレヤー1台。取得地への通作距離、約1～1.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,170a、畑267a、計1,437a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
17番 小池 秀俊 推進委員	特にありません。

18 番 永井 英壽 推進委員	特にありません。
13 番 大谷 頼正 推進委員	特にありません。
議長	< 他に意見なし > 調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
4 番 堀江 恒夫 委員	整理番号 4 番について、●●●さんの経営面積は約 1,300 a とのことですが、この方の名義の水田なんですか。●●●さんの娘さんと結婚したということですが、●●●さん自身が経営してるんでしょうか。
8 番 黒須 明 委員	●●●さんの名義ではなく、昨年新規就農した際に利用権設定で借り受けたものです。元々義父が 37 町歩くらい作っていたんですが、その一部を現在は●●●さんが作っているんです。
議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 3 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 4 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 2 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、17 番 橋本 幸雄 委員。
17 番 橋本 幸雄 委員	12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、

(17 番 橋本 幸雄 委員)	申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで畑、南が田、北が畑。同意書、なし。隣接農地の一部は申請者所有。転用計画、転用事業者は、現在、自宅への進入路として他人が所有する土地を使用しているが、住宅を新築するにあたり別途進入路が必要となり、進入路として使用できる土地を検討したところ、農地ではあるが既に車両の通路として使用していた申請地が最も適当であると考えたが、農地法の手続きを行っていなかったため、今回の申請に至った。始末書、あり。砂利等は敷いていない。現状のまま使用する。総事業面積、372 m²の内 89 m²。転用面積、372 m²の内 89 m²。転用目的、宅地への進入路。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、なし。排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、該当なし。事業着工の時期、該当なし。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 5 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1・2 番、17 番 橋本 幸雄 委員。整理番号 3 番から 5 番、7 番 荒井 喜代子 委員。整理番号 6 番から 8 番、15 番 石川 翔平 委員。
17 番 橋本 幸雄 委員	12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、

(17 番 橋本 幸雄 委員)	申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで畑、南が畑、北が宅地。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、30 年間。転用計画、転用事業者は、現在、両親と申請地北側の住宅で生活しているが、手狭になってきたこと及び建物の老朽化が進んでいること、また、家族が増える予定のため、新たな住宅を建築する計画をしたところ、既存住宅敷地内で現在の場所よりも陽当たりがよく親が所有する申請地を含む位置に建築をしたいと考え、申請に至った。総事業面積、92.74 m²。転用面積、372 m²の内 61 m²。転用目的、一般住宅 木造 2 階建 1 階 91.09 m²、2 階 92.74 m²。建築面積、92.74 m²。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道、既存の管に接続。排水、合併浄化槽で処理して敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路を挟んで田、西が道を挟んで田、南が水路・青地・道、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、賃借権の設定、20 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建材小売業の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、912 m²、うちフェンス内約 912 m²。転用面積、912 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。9 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 195 枚、寸法 2,278 mm × 1,134 mm。パワーコンディショナー 10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 108.23kW、年間発電量約 11 万 6 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 3 月 25 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
7 番 荒井 喜代子 委員	12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、

(7 番 荒井 喜代子 委員)	株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、あり。権利の移転、設定、賃借権の設定、20 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建材小売業の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、916 m²、うちフェンス内約 916 m²。転用面積、916 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。10 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 183 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 101.57kW、年間発電量約 10 万 9 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 3 月 25 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が畑。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、賃借権の設定、20 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建材小売業の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、975 m²、うちフェンス内約 975 m²。転用面積、975 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。10 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 171 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 94.91kW、年間発電量約 10 万 2 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 3 月 25 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、
-----------------	---

(7 番 荒井 喜代子 委員)	申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が雑種地、南が雑種地、北が畑。同意書、あり。権利の移転、設定、賃借権の設定、20 年間。転用計画、転用事業者は、●●●●に本店を有し、建材小売業の他太陽光発電事業も行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、989 m²、うちフェンス内約 989 m²。転用面積、989 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。9 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 177 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 98.24kW、年間発電量約 10 万 6 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 3 月 25 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
15 番 石川 翔平 委員	12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑・雑種地、西が道を挟んで宅地、南が雑種地、北が宅地・川を挟んで畑。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●●に本店を有し、自然エネルギー等による発電、電気の供給及び販売を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、2,071 m²、うちフェンス内約 1,950 m²、雑種地 91 m²。転用面積、1,980 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。9 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。FIT 事業。区分、10 kW 以上 250kW 未満。構造等、パネル 384 枚、寸法 2,384 mm×1,303 mm。パワーコンディショナー 4 基。発電出力 198kW、最大出力 270.72kW、年間発電量約 33 万 6 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 1 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、東京電力と接続契約済、令和 3 年 10 月 1 日付。経済産業省事業認可済、令和 4 年 3 月 28 日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。土地利用に関する事前協議済、令和 6 年 11 月 21 日付。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

(15 番 石川 翔平 委員)

12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 7 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が原野、西が宅地・畑、南が原野・畑、北が道を挟んで畑・雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、自然エネルギー等による発電、電気の供給及び販売を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、5,021 m²、うちフェンス内約 4,741 m²、原野 302 m²。転用面積、4,719 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。9 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。FIT 事業。区分、10 kW 以上 250kW 未満。構造等、パネル 440 枚、寸法 2,384 mm×1,303 mm。パワーコンディショナー 4 基。発電出力 198kW、最大出力 310.20kW、年間発電量約 38 万 5 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。各パネルの下流側の下部に雨水貯め桝を設置。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 1 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、東京電力と接続契約済、令和 3 年 10 月 29 日付。経済産業省事業認可済、令和 4 年 3 月 11 日付。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。土地利用に関する事前協議済、令和 6 年 11 月 21 日付。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

12 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 8 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役社長 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路を挟んで雑種地、西が畑、南が道を挟んで宅地・田、北が山林。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,076 m²、うちフェンス内約 693 m²。転用面積、1,076 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。8 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 148 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 86.58kW、年間発電量約 10 万 8 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 7 月 16 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思

(15 番 石川 翔平 委員)	われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
5 番 川俣 司 推進委員	特にありません。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 9 番 奥畑 智子 委員、何かありますか。
9 番 奥畑 智子 委員	●●●さんはお父さんが亡くなってから全然農業をやっていないので、太陽光発電設備を設置して大丈夫だと思います。
議長	●●●地区担当 1 番 大窪 克美 委員、何かありますか。
1 番 大窪 克美 委員	●●●地区については、斜面に設置するということで雨が降ると崩れるのではないかと少し心配でしたが、事業者から「雨水貯め桝をつけるので大丈夫です」という話を聞き安心しました。
議長	●●●地区担当 4 番 堀江 恒夫 委員、何かありますか。
4 番 堀江 恒夫 委員	中山間地ですが、日照状況はいいので問題ないと思います。
12 番 田澤 稔 委員	同意書についてですが、申請地の隣接地で、畑の所有者からはもらっているのに、宅地の所有者からはもらっていないなど、同意書をもらうかももらわないかにばらつきがあるように見受けられます。事業者へはどこまで取るように指導しているのでしょうか。許可には直接関わらないかもしれませんが、教えていただければと思います。
事務局（中山）	農地法上、同意書は必要な書類とはなっておりません。那須烏山市については、運用上、申請地に隣接する農地について同意書を徴するように指導しております。ただ、同意書がないからといって許可の可否に直接影響してくることはないと考えております。
6 番 小口 久男 委員	今回の申請では、残地の部分も利用価値があるのに 1,000 m ² 未満に抑えているものが多いような印象を受けたのですが、その中でも整理番号 5 番については、資料 71 ページの公図の形を見ると進入路と接しておらず、進入路をつけるとなる

(6 番 小口 久男 委員)	と面積が 1,000 m ² を超えるのではないかと思います、どうなのでしょう。
事務局 (中山)	71 ページの公図上は分筆されておらず進入路がありませんが、実際は 72 ページの特定図のとおり、申請地からすぐ市道に接続しております。71 ページの公図では、●●●の中に市道が入っているということになります。
議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 5 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 なお、整理番号 7 番については、面積が 3,000 m²を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することといたします。 次に、日程第 6 議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (中山)	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、9 番 奥畑 智子 委員。
9 番 奥畑 智子 委員	12 月 16 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 19 年 4 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、特にありません。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 26 年。昭和 50 年に隣接地 (●●●) に住宅を建築したが、部屋数が少なかったため、平成 10 年に申請地に増築した。以後、申請地を宅地として利用し、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 6 議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。
	次に、日程第 7 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 277 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 5 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 277 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和 4 年法律第 56 号 附則第 5 条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 277 号）については、新規 8 件、更新 26 件です。利用権の設定を受ける者 16 名、利用権を設定する者 28 名です。利用権の設定面積は、130,477 m ² です。令和 6 年度累計は、908,393.54 m ² です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和 6 年 12 月 27 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 277 号）の承認について」 は、計画のとおり

(議長)	承認することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 7 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 277 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 8 議案第 6 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 278 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 6 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第 6 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 278 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「農地中間管理権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和 4 年法律第 56 号 附則第 5 条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。出し手と受け手のマッチングが整っておりますので、「農用地集積計画一括方式」にて、同時に賃借権の設定を行います。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 278 号）については、新規 23 件、更新 4 件、利用権の設定を受ける者 5 名、利用権を設定する者 25 名、面積 119,059 m²です。令和 6 年度累計は、137,496 m²です。設定内容等の詳細については資料のとおりです。なお、本計画は、令和 6 年 12 月 27 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし > ただいま上程中の、議案第 6 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 278 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第 8 議案第 6 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 278 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 3 時 34 分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 6 年 12 月 19 日 議 長 15 番 17 番
-----------	--